

第7回 熊本市・富合町合併協議会開催

とき 平成19年8月20日(月)
ところ KKRホテル熊本

議員専門部会へ付託された事項のうち、承認を受けた「合併市町村基本計画の取扱い」について会長へ報告がありました。
また、前回提案と継続審議となった8件の協議項目のうち5件が承認されたほか、今回は4件の協議項目が提案されました。



報告事項

▼第5回議員専門部会報告

1 協議第11号 合併市町村基本計画については、事務局から提案のあった基本計画(案)について審議し、協議会に報告しました(6・7ページ参照)。

承認された項目

新市に2つの農業委員会を設置

協議第7号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

数及び任期の取扱い

▼熊本市農業委員会

選挙委員	40人
選任委員	7人
(議会推薦4人、農協推薦1人、農業共済推薦1人、土地改良区推薦1人)	
任期	平成17年7月20日～平成20年7月19日

▼富合町農業委員会

選挙委員	16人
選任委員	6人
(議会推薦3人、農協推薦1人、農業共済推薦1人、土地改良区推薦1人)	
任期	平成18年10月1日～平成21年9月30日

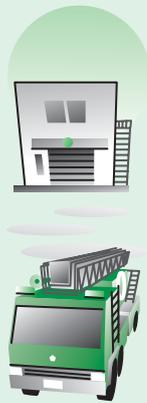
▼協議第17号 公共的団体の取扱い

○新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの自主性を尊重することも、これまでの経緯、実情等を配慮しながら公共的団体等の統合に努めるものとして承認されました。

○農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、平成23年7月までそれぞれの区域で、農業委員会の委員の定数及び任期等は従前のまま存続する二つの農業委員会を置く。
平成23年7月の熊本市農業委員会の改選時に見直し再編するものとして承認されました。

▼協議第27号 消防防災の取扱い(その2)

○次のとおり取り扱うものとして承認されました。
■消防補助金等
合併時に熊本市の制度に統合します。
・消防防災施設などの行政財産(積載車、車検点検費、修理費など)はすべて新市が負担します。また、地元財産(機械倉庫・消火栓ボックスの修理など)については、10万円を限度として事業費の90%を補助しています。



■防災無線
合併後、富合町にある現行の無線設備を継続利用します。無線連絡については、各総合支所との連絡体制と同様に広域業務用無線機を活用します。

▼協議第31号 各種福祉制度の取扱い(その3)

○次のとおり取り扱うものとして承認されました。
■保育料
富合地域の保育料については、合併後5年間は現行どおりとし、その後熊本市の制度に統合します。
保育料の算出については、住民登録地の基準額を適用します。
■チャイルドシート貸出
富合町のみのものであり、合併後は、富合地域において、社会福祉協議会の事業として継続します。
・貸出期間 3か月以内(無料)

■社会福祉協議会補助金

合併時に熊本市の制度に統合します。
■ひとり暮らし高齢者訪問事業
合併時に熊本市の制度に統合します。
・一人暮らしの高齢者宅を訪問し声をかけて、その安否を週1〜3回確認し、高齢者の健康維持と福祉の増進を図っています。

▼協議第32号 清掃事業の取扱い(その1)

○次のとおり取り扱うものとして承認されました。
■浄化槽保守点検業者の登録等手数料
合併後の更新時に熊本市の制度に統合します。
熊本市知事の登録を受けて富合町の区域において浄化槽保守点検を営んでいる業者は、合併後は、熊本市長の登録を受けているものとみなします。ただし、その有効期限は、平成22年3月31日までとします。

■合併処理浄化槽整備事業
合併時に熊本市の制度に統合します。
・公共用水域の水質保全を図るため、下水道認可区域外において、小型合併浄化槽を設置する方に対して、設置費用の4割程度を補助しています。(左表参照)

▼熊本市小型合併浄化槽設置費補助

● 5人槽	342,000円
● 6～7人槽	414,000円
● 8～10人槽	537,000円
● 11～20人槽	939,000円
● 21～30人槽	1,566,000円
● 31～50人槽	2,058,000円

(平成19年4月1日現在)